



令和元年10月30日

開 会

- 米原委員長　それでは今回もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、第9回小金井市保育計画策定委員会の会議を開会いたします。はじめに、議題(1)「前回会議録の確定について」を行います。前回会議録につきましては、期限までに訂正等の申し出がございませんでしたので、皆さまに校正をご依頼したのもをもって確定とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
- 全員　　(異議なし)
- 米原委員長　次に、議題の(2)「保育の質のガイドラインについての検討・協議」についてを議題といたします。こちらについては、前回に引き続いての議題となります。前回の会議の中で、資料29を使って、具体的なガイドラインの中身に入る前段として、ガイドラインに盛り込むべき要素についてご協議いただき、目次部分については一定程度の合意をいただいたものと考えています。今回は、前回に引き続きこの資料29を用いて、基本目標部分の内容についてご協議いただきたいと思います。基本目標の内容は四角に囲ってあるところなのですが、基本的にはこれまでも結構な時間を取りまして、皆さんからのご意見をいただいています。大枠については、特にご異議ないかと思えます。ただ、この言葉についてやはり必要だ、それともほかはどうである、というようなことをご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。基本目標ですね、これまでご協議いただいた中で、例えば、飯塚委員であるとか、竹澤委員とか、修正文案等々をいただいておりますので、それをできる限り反映させてきているかとは思いますが、どなたか、まずは口火を切っていただければ、ありがたいと思えます。
- 井戸下委員　以前に基本目標の修正文案を出させていただいたのですが、資料26、そこにも意見として出させていただいたんですが、資料29の中の子どもの育ちの一番最初の文で私は引っかけるところがあって、「安心できる大人との信頼関係をもとに心身の健康を培うため」というのが信頼関係をもとに培いたい・・・、心身の健康と言えば広い意味ではそういうことになるのかなとは思いますが、信頼関係を子どもと大人との間で作って、修正文案の中では「身の周りの身近な社会への関心を深め、自分の世界を広げていく」と言うように書いてあるのですけれども、心身の健康を培うということにも、もう少し突っ込んだ文章でもいいのかなと感じています。
- 米原委員長　この文章ではベースとしては、心身の健康を培うため、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重する。
- 井戸下委員　そこはいいのですが「信頼関係をもとに心身の健康を培うため」と、そこが

ちょっと繋がらない気がしています。

○米原委員長 信頼関係をもとにするのは、もっと幅広いものであるという。

○井戸下委員 そうですね。信頼関係をもとに自己肯定感だったりとか、そういうものに繋げる、それも広い意味で言えば心身の健康になるのかなとは思いますが、心身の健康だけだとあまりにも範囲が広すぎると言うか。ただ後半についている「一人ひとりの思いや生活リズムを尊重します」と言うこともすごく大事だと思うので、私もこの修正文案を書いた時も、今もそうなのですが、そこをうまく繋げる文章が見つからなくて、どうしたら分かりやすい文章になるのかなと思っています。

○米原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○竹澤委員 そのこのところなのですが、最初のこの文章と言うのは、保育指針、保育の内容というのは養護と教育が保育の内容で、その養護の部分をここの1行目で示したいのかなと私は読んだのですけれども、なので信頼関係というのが情緒の安定みたいなそういう意味合いのかなというふうにとると、養護の生活リズムを尊重して、社会性を広めていくベースのところを尊重、保証します、という意味のかなというように私は違和感はなかったです。

○米原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

この3つ、最初に心身の健康、それから、育てたいものですね。考え、表現する力の基礎を身につけるために環境を整える。その方向としては生活リズム、3番目は、豊かな人間性を育むということ。確かに安心できる大人との信頼関係というものが、全てにかかってくるし、第1文だけで取り出すとちょっと違和感があるという井戸下委員からのご意見ですけれども。ここはいかがでしょうか。積極的な意味で捉えれば、全体のベースであるから一番最初に、この信頼関係っていうのを挙げているんですね。順番がどうこうではないけれども最初に挙がっているっていうことの意義はあるかもしれませんね。

○大越委員 今の話と変わってしまうのですが、保護者にも意見を求めたのですけれども、基本目標の中で3つの項目に分かれていて、子どもの育ちと、保護者・保育者へのかかわり、地域と環境と言う3つに別れていると思うのですが、保護者の方から行政の基本目標はどこに入るのですか、というふうに質問を受けまして、小金井市はどこに目標を掲げているのか、ここのどこに入るのですか、というふうに聞かれたので質問させて頂いたのですが。

○米原委員長 ちなみに大越委員がおっしゃっている市とは何を指してらっしゃいますか。

○大越委員 小金井市です。

○米原委員長 以前もいろいろとやり取りした中で、市民全体という意味での市というのと、行政・役所というのもあると思うのですが。

○大越委員 行政です。

○米原委員長 私がいただいている質問の内容としては、この計画の中で謳われてことを行政が尊重して進めていくものだというふうには理解しているので、特に行政という文言はここになくても、あまり違和感は感じていなかったし、逆に行政として特に何かってことをここで議論するというのは、どういうことなのかっていうのは考えら

れないですけれども。そこのへんは、いかがでしょうか。

ここできちんと代理で、大切な話し合いを通じて、市民が決めたことに対して行政が責任を持っていく、というふうに考えますけども。行政側からはいかがでしょう。

○保育政策担当課長 私共として今回のこのガイドラインの第4章自体の作りとしては、基本的には保育者の方が、これを基本により良い保育を実践していただくという視点で考えておりますので、基本的に主語は、保育者になるのかなというふうに思っております。ここに行政の基本目標が入ってくるということになると、考えていらっしゃる行政自体が直接個々に保育を行っていく形ではないので、ここに行政の基本目標が入ってくるというのは、ちょっと違うのかなと思っております。

どちらかと言うと、これまでご議論いただきました第3章の基本理念の部分の全体的考え方であるとか、質のガイドラインをより良い形で活用していくことであるとか、そういう部分についての行政の役割などは出てくるかなと思っておりますけども、ガイドライン本体の中での基本目標の中で行政が主語として出てくるというのは、使い方としても想定していない、というのがお答えになるとは思います。

○大越委員 武蔵野のガイドラインの話聞いたときに、地域・環境のところで「様々な人々や組織と連携し」と書いてあるのですけれども、これを主導で進めるのは、やっぱり行政じゃないとできないと思うのですが、民間園と公立園との連携とか、そういうところは、どうお考えですか。かなり武蔵野のところでは行政が主導で進めていったというお話を伺ったのですけれども、地域・環境というのは誰が進めるのでしょうか、こういう連携とかは。

○保育政策担当課長 上手く私の方で説明できなくて申し訳ないのですけれども、基本的にそれぞれのところに書いてあること自体を全体的に進めて行くのが行政だというふうに思っています。ですので、行政が同列に並ぶということではなくて、この計画全体を進めていくのがそもそも行政であるというようなことになるのかなと思っておりますので、ここの中に行政がというふうに同じ並列な形で出てくるようなものではないというふうには思っておりますので、それぞれのことに対しての基本目標について、これを進めていくこと自体すべて行政の方でも進めていくという考え方になるのかなと思っておりますので、それを具体的に直接的に行っていくのがどなたかと言うところで、ここ部分については基本的には保育を直接的に行う方々が活用いただくものだという趣旨で考えていただきたいというように申し上げているので、ここで同列に行政が出てくるものではないというふうに思っております。

○米原委員長 目標を掲げる、それを進めていくのは保育の方々、それから保護者・地域それぞれ進めていきたいと思いますというふうに謳うのが目標だと思うですね。そのすべての中に行政が当然含まれている訳だし、そう言った意味でも丁寧にご議論いただいているかと思えます。ただ、行政が何もやらないのではないかというような心配をお持ちの方がもしいらっしゃるとしたら、もしそう言うふうに感じるだったら積極的に自分たちと一緒にやっ行って行こうというように行政に促すということもその都度都度は必要かもしれません。ただ任せるということではない。この計画の目標としては、行政に任せるということではなくて、市民がという、みんなが共有してより良

い保育・子育てをやって行きましょうということだと思います。

○竹澤委員 以前、確か市の方からのご説明で、行政が保育所間の連携を図って、例えば、一緒に研修をやるとか、そういう中でガイドラインを使って研修をやるとか、市がイニシアチブをとって、保育施設間の連携を図るというのは、第5章に入れると言うふうに私は聞いた記憶があるんですけども、そういう認識であっていますか。

○米原委員長 そうですね。活用方法というふうに資料29にありましたけど、じゃどのように活用していくのかということに関しては、第5章で触れられるべきことであろうというようなやり取りがあったと思いますけれども。

○保育政策担当課長 竹澤委員からおっしゃっていただいたとおり、基本的には行政の方が主語になっていくのは、第5章が中心になるかなと思っております。ただこれまでの議論の中でガイドラインの活用方法部分についてもガイドラインのどこかに入れていったらというご意見も皆様方からいただいておりますので、その部分については、後で建付けのところでご説明する予定でございましたけれども、趣旨やガイドラインの位置づけなどのところに加えて記載していくような体裁で事務局としては考えていまして、その中に今おっしゃっているような部分については若干触れることはあるかなと思っております。

○南雲委員 これを活用していくのは、我々保育者だということは重々わかっている、これをさらに噛み砕いて保育内容にしていくのだと思います。これとあとは、当園の保育計画とか、様々に持ち寄って保育内容にしていくんだと思います。でも、大越委員がおっしゃることと、事務局のおっしゃることは、なんかちょっとすれ違ったのかなと言う気がして、それは市の関りが具体的に示されるべきとおっしゃっていたんじゃないかなと思います。保護者の方からこのような意見をいただけるのは、とてもありがたいです、ありがとうございます。

○米原委員長 具体的なことに関して第5章で触れることが想定されているということなのですけれども、いかがでしょうか。

前回の委員会でも今日お休みの八下田委員が質の高い保育に関する記述を加えるのはいかがか、というふうにご意見いただいていたかと思いますが、その文言がですね、今のところ特にはこの基本目標の中に入っておりませんが、いかがでしょうかね。ちなみにそれは、小金井の保育の目指すもの・大切にしたいことには、質の高い安心できる保育をどこにおいても享受できるようにということでは示してあるのですけど。今日たまたま八下田委員がお休みですので、みなさんに確認をしたいと思います。

○竹澤委員 質の高い保育がどこでも受けられるようにということが、保育計画策定にあたって第1章の素案をいただいて、一番最後の文章のところ「保育計画は、そうした認識の下、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ」と書いてあるのですが、ここに等しく質の高い保育サービスを受けられ、っていうふうに、ここに質の高い保育というのを最初に謳う、そのためにこの計画を作ったんですよっていうふうにする。ガイドラインのどこでも質の高い保育サービスを受けられるために保育の質ガイドラインを作る、ってとこなのかなというふうに思っ

たのですけれども。

○米原委員長 基本目標、その前の目指すもの・大切にしたいことで、その前段の背景と目的のところも、きちんとその文言を入れたらどうかと、そういうのが必要だということですね。おっしゃるとおり、本当に。この等しくってという保育サービスって言うのは、サービスの点だけではなくて、質の高いということが含まれているってことが、きちんとね、はっきりしたほうがいい。その通りだと思います。

○竹澤委員 両方入れたほうがいいのか、そこは分からないのですが。

○米原委員長 趣旨・目的ということで基本的にはこれは、そもそも計画ってものはですね。どういう背景で作ろう、どういう背景で市として市民に策定を諮問しているのかと言うところですので、書きぶりに関しては、事務局に委ねることになると思いますけれども、そう言った意図は是非くんでいただきたい。いかがでしょう。基本目標、資料29の四角の中ですけれども。

○長澤委員 資料29自体は、第4章の話し丸々だと思うのですが、第4章自体は、ガイドラインとして単体で使えるものとして認識しているのですけれども、その資料29の方でも「1ガイドライン策定の趣旨」「2ガイドラインの位置づけ」があって、3番目にこの基本目標が入ってくると思うのですけれども、1番の策定の趣旨と2番のガイドラインの位置づけというのは、第1章の話と同じことが入ると思っているのでしょうか。それと小金井市がこの策定の趣旨をまず頭に持ってくるという理解でいいのでしょうか。

○保育政策担当課長 今、長澤委員がおっしゃっていただいたところが基本になります。ただ、冊子として一冊の塊になりますので、よりガイドラインの部分の内容に即した形で若干差は出るとは思いますが、エッセンスは基本的にはおっしゃったとおりを考えています。

○長澤委員 若干、第1章と丸々同じではなく、ガイドラインの内容に合わせる形を変えていくってことであれば、それはそのほうが、保育事業者がこれを活用するというようなイメージができるような内容になっていく、それは具体的にどういう感じの流れになるのかがわからなくて、その流れからいくと基本目標がどういうふうにつながってくるのかなというのが、イメージできると思うんですけども。

○保育政策担当課長 そうですね。確かにそこがご用意できてなくて、基本理念のところから切り離して持ってきて、先に議論しているのですが、確かに流れとしてわかりにくい部分があったかなとは思っているのですが、基本的には今おっしゃっていただいた第1章のところのくだりの流れが中心になってくるかな、というふうに思っております。それと併せてガイドラインの活用に当たる部分についても趣旨か位置づけどちらかのところで、そういうところに少し触れていきたいというようには、思っておりますので、市としての考え方の部分もその中に若干盛り込んでいくことも流れとしては、当然あり得るかなと言うふうには思っております。

○米原委員長 そうですね。この基本目標は当初は目指すもの・大切にしたいこととして協議いただいていたものをガイドラインにそのまま入れ込んでいますので、そのガイドラインですね。主に、保育者が保育をする上でどういったものを大切にしたいのかと

いう、大切にすべきかというところをまとめるものとなっておりますが、どちらかと言うと質のガイドラインですので、質に関してどういったものが、要素が必要なのかどうなのかということですね。他にご意見いただけますでしょうか。

○竹澤委員 基本目標の一番上の文章、「わたしたちは子ども一人ひとりの最善の利益をともに考え続け尊重していきます」っていうこの文章の「わたしたち」という主語は、これは小金井市も入るのか、それとも保育者・職員・保育事業者だけを指しているのか。

○米原委員長 そもそも子どもの権利条約を批准して発行している日本国内では全員ですね。

○竹澤委員 全員を指している。

○米原委員長 そうですね。機関とか個人とか全員を指していると考えるべきだと思います。それに関しては、たぶん行政も異論ないというか、もちろんそうだということ。

○竹澤委員 その部分で文末の「考え続け尊重していきます」というのが、なんかちょっと弱いかなと感じがちょっと若干して。児童福祉法とかだと、「最優先に考慮します」っていう言い方をしている、あと世田谷区とかほかの自治体は「第一に考えます」っていうふうに宣言をしているっていうところがあるので、もうちょっと強い、「考え続け尊重していきます」っていうのは、ニュアンスの違いかもしれないのですが、もうちょっと強い言い方でもいいのかなというふうに思いました。

○米原委員長 実は、原案を事務局と考えると、最初の文案を考えたのは私なんですけれども、ということで私から、子どもの最善の利益って、大人も子どももですね、きちんと出し合っていないと、独善的になってしまう可能性があるんですね。いわゆる、教育・保育現場で行われている体罰だとか、虐待とされるようなものも、場面に応じては、加害者は、子どものためと言って行ってしまう可能性もあるんですね。それはお互い出し合っていく、子どもの意見も聞いていくというふうに、ずっと考え続けなきゃいけない。最善っていうのは、どこかに正解があるわけではなく、場面だとか、時代だとか、個人だとか、いろいろなもの、要素が絡み合っていてその中で、最善のものを考え続ける必要があるというふうな意図があって、原案として出ささせていただきました。

○福元委員 2つあるんですけども。一つは、竹澤委員が言われたように、この一文「わたしたちは子ども一人ひとりの最善の利益をともに考え続け尊重していきます」という一文が、次の目標の項目と関係が曖昧なので、若干浮いた感じになっているという印象があります。二点目は、「わたしたち」は、誰かというので、子どもの権利条約を批准している国々、国では全員なんだというご説明がありましたけども、今までの話の流れから言うと、ここは保育をされる園や保育所の方々を想定しているので、ここですべての人だっていうのは、またちょっとガイドラインの性格とは、ずれてしまうっていうことで、その2点を何とかうまく解消できないかということで、一つ提案なんですけれども、「わたしたちは」というふうに書き出しをするのではなく、「小金井市における保育は子ども一人ひとりの最善の利益を尊重し、」あと保育の質の話がありましたので、それを加味すると「保育の質の維持と向上を図るために次の目標の達成に努めます」というふうにするか、その次の目標を何々

っていうふうに関連付けると、つながりが見えるのではないかと思いました。そこで「小金井市における保育は」と言うところで、もちろん主体は園や先生方なんですけど、小金井市総体としての意味合いも出てくるので、先程保護者の方が市っていうところを何かイメージできるっていうことが、あとのところも広くはイメージしやすくなるのかなと思いました。提案です。

○米原委員長 はい、ありがとうございます。共有するために、せっかくスクリーンがありますので。まずは、「小金井市における保育」とか「小金井市の保育は」という書き出しでは、いかがでしょうか。それとその下の大枠3つと繋げるために、以下の目標の達成を目指します等の文を入れたらどうかというご提案でした。

○福元委員 「目標の達成」というのがいいのか、「目標を掲げます」というふうにするのか。議論していただければと思います。

○米原委員長 いかがでしょうか。これまでご意見いただいているものに対応しているご提案かと思われま。

○井戸下委員 今回の福元委員がおっしゃってくださった提案なのですが、「目標の達成を目指します」だと、達成したらそこで終わり、みたいな感じがしなくもないので、「目標を掲げます」の方が、私はいいかなと思いました。

○米原委員長 そうやって下の目標に繋げるというのは、賛成ということですね。はい、ありがとうございます。ほか、皆さんいかがでしょうか。

○長澤委員 この基本目標をガイドラインとして保育園の先生方が、今後活用してくださると思うので、具体的文言の細かいところを親の意見を入れてしまうより、実際に使う保育園の園長先生方にもこの目標を出してもらったら、どの園でも質の高い保育ができるんです、っていうものを作ってほしいんですよね。今この状態で園長先生方としては、足りないとか何か感じるものがあるのか、それこそもう少し行政と一緒にこういうことがしたいことを文言として入れたほうがやっていけると思うのか、この目標をかかげてもらえれば、自分の園であっても、隣の園であってもそれぞれの保育園の細かい計画・目標にドリルダウンで落とししていけるっていうのであれば、それでいいなと思いますし、もっと園長先生方の思いとか、今の状態をもっとこうしていきたいというのがあれば、お聞かせ願いたいと私は思います。

○米原委員長 いかがでしょうか。

○茂森委員 私の保育園ではしんあい保育園の基本目標とかはありまして、そこで「わたしたち」っていうと職員全員になるんですね。そうするとこれが「わたしたち」って全体になると、保護者も読むからなんだろうけど、なんかしっくりこないと言うか、米原委員長が言いたいことはわかるんですけど、「わたしたち」って言うのは、保育者全体一丸となって、日々こうやって行きましようっていうイメージを私は持っております。

○米原委員長 どうでしょう？ ご提案もあつたように小金井市の保育。

○茂森委員 意味合いとして「わたしたち」ということばは嫌いじゃないんですけども、意味がどうこう、と考えると違うのかな、と。

○米原委員長 これは市全体の計画なので、別の表現がいいのではないかと、いう事ですね。こ



ういったご提案も含めて。いかがでしょうか？

○南雲委員

私達はこの基本目標だけを見ながら保育を進めるわけではないので、これはこれですっきりしているのかなと思います。

【保護者・保育者・園のかかわり】の中で、保護者と保育者がそれぞれの役割、専門性を用いて連携し、というところで、保育者のそれぞれの役割のところでの質の向上というのは当たり前のように頭に入っていき、若い職員にもベテランの職員にもそれを、おそらく私の園だけじゃないのですが、徹底して質の向上のために研修をしたり、お互いに高め合えるような言葉がけをしたり、子どもに対しても同じなのですが、本当に基本的な、正しい日本語を使うとか、あとは子どもの権利を尊重するためにはどういう事をしていくかとか、そういうものも日々突き詰めて保育をしているので、その「役割・専門性」というところで、保育者の立場としては十分に把握できるのではないのかなと思います。これを保護者の方達で見ると分かりづらいのかなと思うので、そこを検討した方がよければ、もっと具体的に噛み砕いていってもいいのかなと思いますが、この子どもの権利の中で、その言葉が入っているの、あまりいじらなくても分かりやすくなっているのかなと保育士側からは感じます。

○真木委員

皆さんがおっしゃる事はごもっともと思ったりもするのですが、私も南雲先生のように、あまりこの目標のところでも細かく入れ過ぎても、そこだけに執着する形になると思うので、具体的なものをもっと他のところに入れればいいと思うし、「わたしたちは」というのを「小金井市の子どもたちは」だけにすると世界が狭くなるような気がします。「わたしたち」というのは小金井市に住む子どもなのですが、世界の子どもたちにも目を向けたいというか、自分のところの人種のことだけではなく、幅広く色々な子どもたちという意味合いが込められているのかなと思います。なので、特別に「小金井市」とか「世田谷の子どもたち」とか、市とかそういうものを入れる必要はないのかなと思うのと、あとは子どもの育ちのところでは、これは「安心できる大人との信頼関係を元に」というのは乳児保育のことを指しているのかなと。やはり信頼関係を築いていくところからスタートしますのでね。

次の「生活や遊びの中で」というのは幼児。乳児もそうですが、成長して少しずつ色々な体験をしながら、というところでその言葉が入っているのかなと。総合的に一人ひとりに個人差がありますから、色々な個性、ハンデを持った子ども達も含めて、一人ひとりの違いを尊重してと、これも言い尽くしているのかなと思って見ております。あまり細かく言う事もなく次に進んでもいいのかな、というような気持ちで皆さんのご意見を伺っていました。

○長澤委員

今の先生方のご意見を聞いて、私としては細かくいじらなくてもいいのではないかなというのも納得できますし、大枠としてやはり「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」の理念というものがぶれないという事がすごく大事だと思うので、理念がぶれずにずっとあれば、ある程度の事というのは時代が変わって来たときに変えるべきところは出てくると思うので、そこは流動的に変えられるものであっていいと思います。ですので頭に来る「大切にしたいこと」、理念みたいなこと

ろが、一部内容も含めてガイドラインとして活用していくのにふさわしいかどうかという事を最後に振り返った時に固めていければいいかなと私としては思います。

○南雲委員　このガイドラインや理念から始まって、細かく具体的に決めていきますよね。それを保育者も保護者の方達も市民の方達も読む。そして私達が保育をしている。それでどういうふうに評価されるかというと、話がずれるかもしれませんが、保護者の方の意見が直接伺える第三者評価というものを三年に一回必ず受けているので、そこで、ジャッジしていただけるのかなという気がします。

○米原委員長　基本目標の最初の一文について、福元委員からご提案あった件、少なくとも構成として下の目標に繋がるという文章にすべきだ、という事と、あとは主語についてのどのように、小金井市の保育等々にした方が、ガイドラインというふうに市内で皆さんが使う分にはふさわしいのではないかというお話がありました。もちろん真木さんからは、そもそもこういった、本当に基本的なものに関しては、そういった縛りは必要ないのではないかというご意見もいただきましたが、全ての人が大事にすべき理念を小金井の保育でも実現するという事。具体的な文章にはなっていませんが、

「小金井市の保育は一人一人の最善の利益を共に考え続け、尊重し、保育の質の維持・向上をはかるために以下の目標を掲げます。」

という方向でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか？

○長汐副委員長　今二つのご意見が出ていて、そんなに大きな差異はないのですが、ニュアンスが少々違くと。思いが少し違うところをお伝えするという。なので、ここでどっちにするか決めるのではなく、そういう意見があったかということを経務局に伝えていけばいいのではないかと思います。細かい文言を全部ここで決めていくと、非常に時間がかかりまので、そういう形で併記をしていくというのはいかがでしょう？ここで諮問されているわけですよ。ですのでその中ではこういう意見がこういうニュアンスの元に出ましたよ、という事でいいのではないのでしょうか？文言を一つずつ全部決定していかななくてもいいのではないかと思います。

○米原委員長　なるほど、ただ、今後はガイドラインの具体的なものを考えていく、素案を出していく上では併記も一つの案かもしれませんが、その後も全て併記というようになっていくのもこの委員会の趣旨とは少し離れてしまいますので、こういった事が話し合われているということが、策定の背景、流れ等がきちんと反映されるのでよろしいかなと思うのですがいかがでしょうか？一定程度決めないと、ある程度時間を取ってきているので、長汐さんがおっしゃるように、大枠で意見の大きな相違はないので、当然文章の構造等は事務局として委員長、副委員長に預らせていただくとしてまとめていくという方向で進めたいと思います、よろしいでしょうか？

それでは議題として(3)その他となっていますが、事務局から丁寧な説明をいただく事になっております。よろしくお願い致します。

○保育政策担当課長　資料30、こちらの方のご説明をさせていただきます。

これまで、保育計画の建付けなどについては、第1回策定委員会でお配りしました資料3の中で「小金井市保育計画の内容案」として1章から5章の章立てについて

お示ししておりましたが、会議を重ねる中で、複数の委員の方々から、全体像が分からない、建付けについて説明が不足している等のご要望、ご質問があったかなと思っております。

今回、資料30として、「(仮称)小金井市保育計画の素案」をご用意させていただきました。素案とは申しましても大半がまだ目次ベースのものでございます。こちらの資料を用いて、一つは保育計画の建付けと、もう一つは各章の内容を今後固めていくにあたっての手順・進め方について、事務局の考えをご説明させていただきたいと思っております。

それでは1章から順番にご説明をさせていただきます。2ページ、3ページをご覧ください。

第1章は「保育計画策定にあたって」という内容で、2ページに「計画策定の背景と目的」3ページに「計画の位置づけ」を記載しております。「計画策定の背景と目的」については第1回の策定委員会でお配りした資料3の中で記載をさせていただいている情報をベースとしております。また、「計画の位置づけ」については、資料11としてお渡しをしている内容です。この1章の内容は、基本的には、市の方で用意させていただくものと考えておりますので、委員会の中では特段、ご協議いただくのではなく、内容についてご確認いただき、内容の明確な誤りやどうしても加除修正したいという点以外はこの内容で進めさせていただきたいと考えております。

次に第2章「保育・子育て支援の現状と課題」についてご説明いたします。こちらについては、申し訳ございません、一部統計的な資料の準備が整っていない箇所があり、今回は目次の項目のみを記載させていただいております。内容としては、子育て・保育を取り巻く各種統計資料やこれまで市の方で行ってきている調査結果などの客観的なデータと、それら資料や調査結果などから導き出される、現在市として考えている保育に関する主要な課題を記載する部分となります。第2章の進め方につきましても第1章と同様、基本的には、市の方で用意させていただき、委員会の中では特段、ご協議いただくのではなく、これら客観的なデータをもとに現状についての共有と、現段階で市が考える保育の主要課題についてご確認いただく形で進行させていただくことを考えております。

次に第3章です。こちらは、これまで皆様にご議論をいただきました「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」について、「前文」と「基本理念」部分を仮置きさせていただいた内容です。7ページ上段が「前文」、中段の四角の中が「基本理念」です。内容については、仮置きさせていただいておりますので、本日ここで改めてご議論いただくということではなく、先ほど委員の方からご発言もいただきましたけれども、先々の4章、5章が進んでいく中で、また最終的にご確認を頂く部分かな、と思っております。なお前回のお話の中で、「小金井市子どもの権利に関する条例」について追記するお話を頂いてまして、それについて記載の追加をさせて頂いておりますが、最終的には全体を見直した中でこちらについては確定をしていきたいと思っております。



時に、待機児童の事もあると思うのですが、子育てサービスの現状と、サービスに入るような内容が多いのかなと思ったのですが、実際先ほども保育の内容のところに、「配慮を必要とする子どもの支援等」も入っているので、現状の課題の部分に、やはりその項目が入っている方がいいと思っていて、今見た感じ、どこに入るのかなと思ったのですが、実際には虐待であったりネグレクト等の早期発見など保育園の役割はすごく重要だと思っておりますし、配慮の必要な子どもというのは障がいの有無だけではなく、そういう子どもたちも含まれると思いますので、実際市内においてどれほど具体的にそういう事例があるか分からないのですが、課題としてどこか挙げていただいて、園の方でそういう対応をしていただくような役割を担っていただきたいと思いますし、実際にガイドラインの中にそういう配慮を必要とする子どもの支援という保育内容が入ってくるのであれば、課題の方で出てきてもおかしくないのかなと思っています。

○米原委員長 保育における現状の部分と課題の部分が、もう少し委員の皆さんに伝わるように補足をお願い致します。

○保育政策担当課長 具体的な内容をお見せしないで、項目だけでご説明するのは大変申し訳ないのですが、今おっしゃっていただいた主要課題の部分についてのところですが、まず待機児童、量の部分というのが一つ大きな課題になってくるのは間違いないと思います。それについては「のびゆく子どもプラン小金井」、3ページ目の図の真ん中あたりにあるのですが、こちらについても今同じようにというか、改定作業に入っていて、国の方でこの中で量の方の見込みというか解決方法、具体的にどれだけ保育の定員を増やしていくとか、数の目標はこちらの方の計画で具体的に書いていくこととなります。ですので、課題としては掲げますが、この計画の中はどちらかという、もう一つの大きな課題と言いますか、「保育の質の維持・向上」を中心に扱っていくという形で展開していくことを考えています。保育の質という部分が多岐に渡りますので、その中には今、長澤委員からおっしゃっていただいた、特別な配慮が必要なお子さんへの対応であるとか、要保護家庭への支援であるとか、そういう部分も含めて、という形になっていくというふうには考えています。

○米原委員長 はい、いかがでしょうか。

○井戸下委員 その目次しかない現状で、やはりここが難しいのではないかと、というのは難しいので、叩き台が出来上がってから、その内容を見てということになるとは思いますが、今手元にあるものだけで気になったのが、「1章 保育計画の策定にあたって」の「1 計画策定の背景と目的(2)」の最後の段落の文章と、「2 計画の位置づけ」の最初が丸々同じ文章なので、同じ文章は必要ないのではないかと気になったところです。

○保育政策担当課長 元々全体的に流していたところを、分割するところで一部記載が重複しているところがありますので、そのところはどちらかに属するか、分割するかきちんとした形に直したいと思います。

○米原委員長 構成と進め方の提案ですので、ぜひご意見を頂きたいのですがいかがでしょうか？

- 福元委員 第二章の「2 保育における現状と課題」のところで、確かに実際書かれている原稿が出て来ていない中で意見するのもどうかな、と思うのですが、ここで上がっている項目の中では、サービスの現状、ニーズ調査、数量的な物が多く指摘されていると思います。一方この審議会では、今の小金井市の保育の現状として、公立保育園の保育内容に関するものも参考にしていくというような事は共有されてきたと思いますので、それを踏まえて現状をどう捉えているのかという内容を含めてはどうかと思います。資料19の小金井市立保育の保育内容という、今年三月に改定されたものがあって、そういったもの等をどう引き受けて今回はガイドラインというものの作成に生かしているのか、ですとか、きちんとこれまでこの市で培ってきたものがガイドラインに反映されているという事が示せるような内容であった方が、いいのではないかと思います。もちろん市立園には限らず多様な園でこれまでの保育の蓄積はあると思うのですが、その代表として挙げてはいかがかと思いました。2章の中で示すのも一つの方法かなと思いました。こういう前例というものがあったて、それがこのガイドラインとどういう関係を持つのか、ですとか、そういうところを示せるといいのではないかと思います。
- 米原委員長 今ご意見、ご提案ありましたが、当然これまでの議論の中で話題になっていた事ですので、事務局の方からご説明をお願い致します。
- 保育政策担当課長 今福元委員からご提案があったものに対しては、にわかになどどのような形で表現して決めればいいのかというのは事務局の方でも答えを持っているわけではないのですが、検討はさせていただきたいと思うのですが、確かにおっしゃる通りどちらかと言うとデータというか、数量的なものを基本的に想定しておりましたので、どのような形として書けるかどうかというのは考えさせていただければと思います。
- 井戸下委員 事務局に質問ですが、私もこの2章のところはデータがメインになるのかなと思って見ていたのですが、アンケートの結果等が入っていたりするので、2章のボリュームというのがどれ位になるのかなと話を聞きながら思っていたところで、そういうのは、4章はガイドラインと施策の方向性がメインになる部分だと思うので、あまりこの2章にボリュームを増やし過ぎるのはどうかなと気になりました。
- 米原委員長 いかがでしょう、たたき台という事で現状イメージしている、想定しているボリュームについては？
- 保育政策担当課長 おっしゃる通り、確かに項目が多い分、データとしてかなり最初のところのボリュームが大きくなってしまいうという事が懸念されているところで、今その部分もあって、調整をかけているところです。単純に考えてしまうと、やはり20～30ページ位かけてしまうことになりかねないので、そういう形まではならないような形で、アンケート結果の部分についても、簡易アンケートでしたので、いくつかチョイスして載せさせていただくか、そういう部分が中心になっていくかなと思いますので、おっしゃる趣旨はこちらの方も念頭において、圧縮をしているところです。
- 米原委員長 原案が出てきた時に、やはりこれも載せようと言う時に本編ではなく資料編とい

う形で後に回すということも出来るかと思いますので、全体のバランスはご協議いただければと思います。

○真木委員 2章のところで、現状と課題という部分で、一つ抜けているところがあると思うのですが、保育の質とか維持するとか、それを担保にしていくとかという事を考える時に、保育者・保育士の資質向上ということがすごく重きをおかれると思うのですが、それには処遇改善というのは、保育者側からするとやはり大事な事なのかなと。それってどの辺りに入るのかしら、と。離職率が高いとか色々ありますよね。そこの所を何か忘れていたのかなと思いつつ、一番そこなんですよね、質の担保もなにも、職員の配置が少ないと保育は出来ないし、処遇改善しながら保育の質を考えていく。保育者を研修したり、色々な事がありますよね。そこのところはとても大事なところではないかと、今聞いていて思いました。

○米原委員長 ありがとうございます。ただ、処遇改善というと専門用語というか、保育業界ではよく使われる言葉ですが、一般的には労働条件や給与体系の向上ということになりますけれども、その中で組み込めるかというのは実際に運営されている方に聞きたいと思えます。これに関してはとても大事な事であるけれども、計画として、例えばデータに基づく目標だということにはなかなか載せにくいものであろうかと思えます。私などが運営面の研修講師等をやる時には、努力して変えやすい職場環境の質の向上、そういったものをターゲットにするというようなアドバイスをしたりします。多分現状では保育士さんがなかなか足りないというか募集してもなかなか応募がない等、労働条件や様々な理由があるかもしれないということで、そこを、こうやれば改善できるという方策というものは簡単ではないので、そういったターゲットを設定、市が働きやすい環境づくりなどという言い方をしたりしますが、どうでしょうか。データ編になかなか載せにくいとは思いますが。

○南雲委員 現場の人間からすると、質を上げると真木先生がおっしゃったように、あまりに具体的なお話になってしまうかもしれないのですが、人がいないと研修にも行けない、とかもろもろ沢山の課題があるんです。そういう現状もあるんですよという事を皆さんに、もうご存知かもしれませんがここに載せてお示しするというのも一つなのかなという意見だと思うし、私もそれは感じます。配置基準というものは、大昔に出来た配置基準で、未だに継続されているんです。それがとても難しい現状です。保護者支援もしなければいけない、子どものサービスもより良いものを求められる。そこで、0歳児は3対1、1歳児は6対1、という事がとても難しいものがあります。ですがその配置基準ではないと、例えば補助金が出ないから配置しませんと会社に言われる。私のところは会社経営の保育園なのですが、保育士は集まるんです。集まりますが、必要以上には配置はしてもらえません。それが質の向上に結び付きにくいのかなと思うのですが、預ける保護者側がどのように考えて、どのような基準を基に判断していらっしゃるのかなと。保育者とは違う感覚もあるのでしょうか、質を議論するならば、現場の現状と保護者の方のご意見、というのはいくらか共有をするというのが必要ではないかと思えます。

○茂森委員 私の保育園は南雲先生の保育園と違って社会福祉法人なのですが、営利を目的と

した団体ではないので、なるべく運営費の中で人を投入して、やはり熱が出る子、怪我をした子がいた時は、4、5歳なので30対1で見なくてはいけないのですが、絶対人が必要になってくるんです。ですのなるべく人を配置するにはするのですが、確かに今人が集まらずになかなかプラス1、2と出来る環境にはないです。そこは処遇とかそういうものが関係しているのかなと思いますけれども、保育園によっていろいろ違うとは思いますが。

○真木委員　このガイドラインにそういった物を載せにくいとは思いますが、根本的な現状問題として、そういうものが背景にあるということは保護者の皆さんもここにいる皆さんも理解していただきたいなと思います。継続的にそういう問題、課題を抱えている。その中で質の向上や担保というところで、色々と悩む問題も多いのですが、ということです。

○竹澤委員　保育の現場は、研修をやるにしてもとにかく人が足りないので、研修なんてやっている余裕がないという現状をここに書いて、市の財政がどういうものなのかということは私は分かりませんが、第5章に例えば保育所の連携を市がインシアティブを取って、その中で研修を開いていくことを保証するために、非常勤の配置を市として、国の基準とは別に世田谷等はやっていますよね、加算とか。そういうことを将来的に目指すとか、そういう事というのは5章に入れていくことは出来ないのでしょうか。それが出来れば、質の向上には職員を多く配置出来ればと考えますし、そこまで委員会で計画等書けるのかなということは分からないのですが、書けたらいいなと、お話を聞いていて思いました。

○米原委員長　財政うんぬんのところまで踏み込めるかという事については、なかなか簡単ではないとは思いますが、そもそもその保育を担う保育者の現状がきちんと書ける部分と、それへの手当をどのようにより良くしていくのかという事について、出来るだけ協議をして入れていこうという事に関しては皆さんに同意を頂いているかと思えますので、もちろん予算等の事もあるでしょうし、それ以外の出来る事というのも、現場の先生から何か言ってもらえるかもしれませんので、是非ご意見をよろしくお願い致します。

○竹澤委員　今の話とは違いますが、9ページの「4目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」の「保育の計画及び評価」についても項目があった方がいいのではないかという意見を提案させていただいたのですが、それは今回ここに入っていなかったという理由をお聞かせ下さい。

○保育政策担当課長　会議での事務局の方の理解としましては、そういうご意見と、なくてもいいのではないかというご意見と双方あったかなと思っておりまして、当初書かせていただいた形で一旦出させていただいたというのが現状です。

○米原委員長　そもそもやらなければいけない事として、計画と評価は日常的にやっているというご意見がありました。

○茂森委員　3ページの「計画の位置づけ」なのですが、この保育の図の中に保育の質のガイドラインがあるのですが、結局この矢印が保育園だけに向けられているような気がしまして、ご家庭、保育者、地域等を入れた方がいいのではないかと思います。



- 米原委員長　確かに連携だとか、地域だとかのワードはこれまでも協議されてきた内容です。この図に関して、以前出してもらっているものですので、まだまだ改善の余地あり、という事でこれは変えていきたいと思えます。
- 大越委員　2章の「保育における現状と課題」(1)④保育所関係経費の推移や、(4)財務の状況の話が出てくるのですが、これはどういう目的で書かれているのでしょうか？
- 保育政策担当課長　こちらの方については統計的なデータを現状というところに入れた際に、経費面についても出させていただくのが一般的かなという考え方で載せておりますので、思い切ってデータ編ということで後ろに送ってしまってもいいような部分もあるかと思うのですが、あくまでも現状としての統計資料ということで入れさせていただく形でご用意させていただこうと考えています。
- 大越委員　小金井市の財政の状況ということでしょうか？
- 保育政策担当課長　おっしゃる通りを考えておりますが、あまり複雑なものを載せるという考え方は持ってはおりません。
- 飯塚委員　5ページの第2章で、先ほど保育の量の計画については「のびゆく子どもプラン」の方で主に触れていくというお話があったと思うのですが、この2章の内容を見る限り、データとして上がっているものは量の部分が多いのかなという感じがして、この保育計画の質に触れていくということなので、行政の作る文章に、一般的にこういう形を取っていくものなのかもしれませんが、ちょっと違和感がありましてこれをあげていくよりも、むしろ先ほど先生方がおっしゃったように保育施設の現状、処遇改善について等で困っているという事に触れていったほうが、その後の保育の質のガイドラインへの繋がりがスムーズになっていくかなと感じました。
- 大越委員　私も飯塚委員と同じで、先ほど「のびゆく子どもプラン」の方で量を書くと言うお話だったので、ここでこんな取る必要があるのかがよく分かっていなくて、ここはそちらで議論していただくという事なので、質の方を最優先に書くべきなのではないかと感じました。
- 保育政策担当課長　最終的に、出し方は色々ご意見もいただいたので、事務局の方でも少し考えさせていただきたいと思えますが、一般的な課題ということで一通りここであげさせていただいた上で、というイメージを持っておりましたので、あとは質の部分についてなかなか定量的な統計が難しいという事もあったので、まずは保育の現状を、定量的なものとして一般的なものをあげさせていただく部分が必要だろうということで準備をしていたものであります。出し方については実際出させていただいてからご意見をいただく部分もあるかと思えますが、今いただいたご意見も考えさせてはいただきたいと思います。
- 長汐副委員長　先ほどから質の問題が出ていると思うのですが、私たち思い切りこういう保育をしたいなという事を、ここにたくさん盛り込んだと思うのですが、そういう事を実現していくのに、先生方がおっしゃっているようにやはり保育者の確保という事が非常に重要だというように、私もそういうふうに思います。ですが、ここに盛りこんでいいのかというような、竹澤さんがおっしゃっていましたが、ここに載せな

いと意味がないかなと。夢ばかり語っても、じゃあそれを実現していくのにどうしたらいいのかという事も含めて、お金の事は知りません。ここでは知らなくていいのではないかと。こういう所にいないと例えばお金をかけて下さいと言う根拠にもならないのかなという気がして、それで9ページの第4章の「保育の質の維持・向上に必要なこと」というものを全体的な中でここで入れるのかどうか分かりませんが、そのためには今までとは違う要求が保育園に課されていると思うのです。特別な配慮を必要とする子どもがこんなに増えてきちゃったとか、働き方改革で先生方の色々な条件も満たしていかなければならない。今までとは違うような更に難しい問題が出てきている中で、保育者の確保が十分な保育の質の維持・向上に繋がるのかなと。ですから、そこら辺はどこかで、量的なデータだって今はもう出るのではないかと思うんですよね。そういうのをある程度示していく事が大事なかなと。この委員会にある程度機能というか役割のようなものがあっていいのかなと思ってしまっているのですが、皆様はいかがでしょうか。

○長澤委員　私もそういうデータがあればいいなと思っています。これだけ多種多様な保育園が増えている中、すごく一般的に保育士が足りないというのはニュースを見ていれば分かる事なのですが、ここに小金井市の現状と課題という中で、小金井市の状況をそこまで落とし込めるのかというのが分からなくて、各保育園で状況が違うかと思えますし、今分かる範囲でそれを載せられるというのであれば、逆にそれを課題として解決していくごとにそのデータもどんどんアップデートしていけると思えますし、情報がどんどん増えていけば、課題を抱えている保育園も多いということが分かってくるとか、活用していくことが大事だと思いますので、今分かる範囲で載せられるのであれば、小金井市の保育者の方々の働き方だったり処遇の状態だったりというのは知りたいなと思います。ただそれが本当に出来るのかは分からないので、可能であればそういう事を入れていただきたいですし、一般的な保育における現状と課題というのは、本当に全部がよく似た状況だと思いますので、ここでは小金井の現状と小金井の課題がよく見えるようなものが出てきてほしいなと思います。

○真木委員　長澤さんのご意見に同感です。やはりその所が核心かなと。そこに蓋をしては次に進めないかなというのと、やはり色々な保育園が出来ている。全体の底上げをするにはそういう所をしっかりと押さえていないと、それこそ空論になっちゃう、というのはありますね。だから現実から目を背けるのか、現実を押さえながら小金井はもっと核心に迫っていくのか、というところかなと思うのですが、言葉にしていくのは難しいですが大事な問題かなと思います。

○福元委員　データで示すといかにも客観的なものとして描けると思うのですが、今お話になった事は、やはりそれぞれの園の運営の主体であるとか状況は違ってくると思うのです。私もやはり保育者に限らず課題になっている事というのはきちんと示していった方がいいと思いますので、そういう部分は事例として挙げて書いていくという形でも、載せていくといいのではないかと思います。保育士が少ないがゆえに何か支障をきたしているところがあれば、企業の保育のほうだとか、社会福祉法人の園

にはこの事があるんだという事を挙げていく事によって、小金井市の実体の側面が見えてくると思うので、そういう手法でもいいかなと思いました。

○米原委員長 実には保育の質をはかる指標というものが限られていて、例えば保育者の確保に関しても同様なんです。離職率が低い方がより質が高いかどうか。相関はあるかもしれませんが因果関係はないかもしれない、というような難しさがある。例えば給与水準もそうで、給与水準が高ければ良い保育か、というものもまたどうなのでしょう。これについてはどういったものが質（の向上）に繋がるのか、保育士の確保に繋がるのかということが、今福元委員がおっしゃったように、各園だとか運営元、公立も含めてなのですが、それぞれの事情が違いますので、こういうふうであればより保育の質の改善に繋がるという方向性の事例、については出していただけないかなと思います。逆にこういうものだから大変だ、という事例は各園も出しづらいと思いますし、こちらもそういうものを探していくというのも違うというか。質の向上に、どうやれば繋がるか、という視点で何か具体的な事例ですとか、こういう観点が示していければいいのかなというふうに思いますが、現場の先生方はいかがでしょう？

○真木先生 今委員長がおっしゃる事もそうなのかなとも思うのですが、そこは、保育所全体の平均的な底上げしていくという部分においては、具体的な、あまりにも露骨な具体例等そういうものではなくて、園のおかれた立場でどこまで努力できるかという、そういう事も含まれていると思うんですね。だから、とてつもない高い所にあるものにずっと手を伸ばし続けるのか、自分が出来る範囲の中で、子どもの支援もしていく、保護者の方の支援もしていく、色々な事も含めて出来る範囲でやればいいと思うんですね。それをガイドラインで平均化していくというか、そういうちょっと一つの指標ですよね。そういうふうになっていけばいいかなと思います。だから今の現状を背景に持っているんだというのは常に心に収めておきながら、事例として載せればいいのかというのはあるのかというのとはあるのか、事例としては書ける事が沢山あると思うので、そういうところでまとめていただきたいと思います。

○米原委員長 またこれは素案ですので、事務局と打合せのもと改めてお示ししたいと思います。ただ定量的に出せるものではないし、それがほんとうに因果関係…例えばこの前ベネッセが出した公立と私立の非正規率。公立の方が非正規率が高い。だからと言って公立の質が低いかと言ったらまた違う訳ですよ。保育者の中の非正規率が、公立が高いとこれは随分前の調査からそういった結果が出ている。それと質がどのように繋がっているのかとははっきり言えない訳です、その園その園によって本当に違って来るわけですので。今真木先生がおっしゃったように、各園がどういうふうに取り組めば保育の質の維持・向上に繋がるのかという観点ですね。それはこの2章に載せるべきなのか、また別なのかということも考えるべき事だと思いますので、いずれにしてもそういうものは共有すべきだし、どこかに載せていきたいというふうには考えます。

○長澤委員 色々問題点含め、背景含めて出してもらえると、親としても現状がすごく分かるのでいいなと思う反面、不安に思う親もいます。いつも保育園の先生方は安心して

親が仕事に行けるようにと心配をかけないようにして下さっているんですね。だからそういう保護者が不安になるものを出したくないだろうな、と思います。でもすごく厳しい現像なので出してもらった方がいいと思うんです。出してもらった上でこの状況を絶対に改善していくんだという、相当の覚悟がある内容にしてもらいたいです。出すだけ出して「大丈夫なの？ここの保育園」となってしまうのは親としてはすごく怖いので、そういう情報を基に各保育園がどういうふうに努力をしていくかという事と、行政がどのように動いていくかという事が見える内容にすべきだと思うので、出したらものすごく難しくなるだろうなと思うのですが、私は出してほしいなと思います。

○米原委員長　今もうこの時期ですので、改めて事例を集める・アンケートを取る、ということではなく、簡易アンケートですけれども保育の質に関するもの、それから第三者評価の結果については公表されているもので取扱いが十分に出来るものですので、基本的にはそれから、あとはどの園がどうこうというよりも、こういった傾向があるだとか、他の調査からこう言われているだとか、というような表現が、今長澤さんがおっしゃるように、どここの園の先生にプレッシャーを与えないというか、より前向きになれるようなものに、そういうふうに活用できるようになるのかなと考えます。そこの出し方についても色々考えさせて下さい。

ありがとうございます。様々な意見をいただきました。

それではその他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

それでは次回の日程について事務局から確認をお願い致します。

○保育政策担当課長　次回は11月20日（水）会議室は同じ801会議室、時間は19時から、今回は、今回色々ご意見をいただきましたが、可能であれば2章、あとは5章がどこまでお出し出来るかと思っています。よろしくお願い致します。

○米原委員長　前の説明でもありましたように、4章のガイドラインを作る際に、現場の先生にそのたたき台を作るご協力をお願いしたいということですので、声が掛かりましたらご協力をお願い致します。

以上で第9回策定委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。